

資料
No. 3

雇用保険の適用範囲に係る論点

雇用保険の適用範囲に係る論点（案）

1. カバーする非正規労働者の範囲

- 現行制度で対象となっていない労働者はどのような労働者なのか。
- 短時間労働者等の適用に当たり、6か月以上雇用見込みを必要としていることについてどう考えるか。
- 一週間の所定労働時間が20時間未満である労働者についてどう考えるか。
- 適用拡大した場合において、適用対象となっても、離職したときに受給資格を得られない者（いわゆる掛け捨てとなるケース）が生じるおそれがあることについてどう考えるか。
- 適用拡大した場合において、離職と受給を繰り返す層が生じるおそれがあることについて、どう考えるか。
- 適用拡大した場合において、事業主の事務負担や財政への影響について、どう考えるか。

2. マルチジョブホルダーへの対応

- 同時に2以上の雇用関係にある労働者とはどのような労働者か。
- 個々の雇用関係においては適用対象とならない者について、一定の範囲で適用することはできるのか。仮に適用する場合、何をもって「失業」と判断するのか。
- 適用に当たり、事業主が労働者の他の事業所での労働時間を把握する必要があるが、そのようなことができるのか。

3. 65歳以降への対処

- 高齢者雇用の現状との関係についてどう考えるか。
- 年金支給開始年齢に達した層を適用対象とすることについてどう考えるか。
- 65歳以降の者を適用対象とすることは、短時間勤務、臨時的雇用等の多様な働き方を選択する層を適用対象とすることになるが、これについてどう考えるか。